

北杜市こうのとりの 支援事業

所得制限が
なくなりました

治療内容が
追加されました

北杜市では、不妊治療費の一部を助成しています。

一般不妊治療

人工授精に要した費用が対象となります。

助成対象者 次のいずれも満たした方です。

1. 医療機関において不妊症と診断され、人工授精を受けた方
2. 申請時に北杜市に夫婦の一方または双方が1年以上継続して住所があり、法律上の婚姻または事実上婚姻関係にある者
3. ご夫婦ともに健康保険に加入していること
4. 北杜市の市税に滞納がないこと

助成金額

1年度(4月診療分から翌年3月診療分まで)につき5万円上限。

助成期間

初めての申請をした日の属する年度から翌々年度まで

特定不妊治療 (体外受精や顕微授精)



男性不妊治療

体外受精や顕微授精に要した費用が対象となります。加えて、特定不妊治療の一環として精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術に要した費用も対象となります。

助成対象者 次のいずれも満たした方です。

1. 医療機関において不妊症と診断され、特定不妊治療を受けた方
2. 治療初診日に妻の年齢が43歳未満であること
3. 一般不妊治療の2~4を含める

* 県の助成を優先し、先に保健所に申請してください。
中北保健所 健康支援課 TEL0551-23-3073

助成金額

治療費の自己負担額(県助成を受けた場合はその全額を差し引いた額)に2分の1を乗じて得た額とする。
1回の治療につき10万円上限。
男性不妊治療を受けた方は+5万円。

助成回数 治療初診日の妻の年齢に応じて

40歳未満・・・6回まで 40歳以上・・・3回まで
○ 出産後は助成回数をリセットすることができます。

ネウボラ推進課 北杜市高根町箕輪 697 番地(北杜市保健センター内)

☎0551-42-1401

申請方法

一般不妊治療は、年度の最後の治療が終了した日から1年以内に申請してください。
 特定不妊治療は、県の「特定治療支援事業承認通知書」の交付日の1年以内に申請してください。
 他市町村から助成を受けた場合は、北杜市には申請できません。

必要書類等	内容	一般不妊治療		特定不妊治療 + 男性不妊治療	
		法律婚	事実婚	法律婚	事実婚
このとり支援事業治療費助成金交付申請書	ネウボラ推進課、または市HPで様式を入手できます。	○	○	○	○
このとり支援事業受診等証明書	市HPで様式を入手し、医療機関で証明を依頼してください。	○	○	—	—
県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」(コピー)	証明後、事前にコピーを取り原本は県へ、コピーを市へ提出してください。	—	—	○	○
「特定治療支援事業承認通知書」	山梨県から交付されたもの	—	—	○	○
健康保険証(コピー)	夫婦2人分の保険証のコピーを提出してください。	○	○	○	○
領収書(コピー)	治療証明書に記載された治療期間内のものであり、助成対象となる治療費に係るものであること 医療機関が発行したもの	○	○	○	○
事実婚関係に係る申立書	事実婚の夫婦は全員ご用意ください。(一般)	—	○	—	—
戸籍謄本・または抄本	※夫婦同一世帯以外の方	—	○	—	—
住民票謄本・または抄本	※夫婦の一方が北杜市以外の住所の方 申請日から3カ月以内のもの	※	※	—	—
北杜市このとり支援事業治療費助成金請求書	市HPで様式を入手し記入の上持参、もしくは通帳等振り込み先口座がわかるものを持参の上、窓口で記入してください。	○	○	○	○

現在、感染症等対策やプライバシー保護の観点から、個室で窓口対応を行っております。
 来所予定がわかりましたら、事前に☎0551-42-1401まで申請事業名と氏名と来所日時をお伝えいただくと、スムーズなご案内が可能です。
 また、来所時には手指消毒・検温や来館簿の記入を実施しております。
 ご協力の程、宜しくお願い致します。

